

京都市教育委員会告示第3号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により、次の京都市立高等学校について通学区域の調整を行い、平成27年度第1学年入学者に適用する。

平成26年8月25日

京都市教育委員会

通学区域の調整を行う学校等	調 整 内 容
京都市立日吉ヶ丘高等学校	京都市(右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。), 宇治市, 城陽市, 八幡市(八幡長町, 八幡樋ノ口及び川口高原を除く。), 京田辺市, 木津川市, 久御山町(大橋辺を除く。), 井手町, 宇治田原町, 笠置町, 和束町,
京都市立紫野高等学校 (アカデミア科に限る。)	精華町, 南山城村, 亀岡市, 南丹市及び京丹波町を含む。ただし, 左の学校ごとに20人以内

(教育委員会事務局指導部学校指導課)